

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 県単河川改良工事（茂原外・市道復旧工その３）
 路 線 名 二級河川一宮川水系 一宮川
 工事箇所 茂原市 茂原 外

発注者名：千葉県一宮川改修事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は特記仕様書のとおりとし、履行報告書により実施工程表を監督職員に提出しなければならない。また、実施工程表により工程管理を行い、変更が生じた場合には監督職員に報告し確認を得ること。 ・ 縁石工における施工パーティー数は、２パーティーを想定している。
用 地 関 係	・ 河川用地、民地及び道路用地等の境界には注意を払い施工すること。 ・ 民地を借地する際は、用地境界を明確にし、借地箇所、借地期間、復旧方法等について、監督職員と協議すること。
環境対策関係	・ 本工事で使用する建設機械は、低騒音・排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分配慮すること。
安全対策関係	・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ 掘削にあたっては、事前に埋設物の有無を確認し、施工範囲が近接する場合等必要に応じて管理者と協議してから施工すること。 ・ 舗装版破碎後に段差が生じた状態で交通開放を行う場合には、適切な段差擦りつけ、注意喚起等の措置を講じることとする。 ・ 交通誘導警備委員の配置については特記仕様書によるものとする。
工事用道路関係	・ 資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場踏査後に検討し、施工計画書に記載するものとする。
仮設備関係	・ 本工事における仮設物については、任意仮設とする。
建設副産物関係	・ 特記仕様書による。
工事支障物件等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、架空線等工事に支障となる物件の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、その対応方法を監督職員に報告すること。 ・ 舗設に先立ち現地調査を行い、支障となる物件の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、その対応方法を監督職員に報告すること。
薬液注入関係	・ 特になし
そ の 他	・ 地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。